

仁木町有害鳥獣被害防止対策機器設置補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農業被害を防止するため、有害鳥獣被害防止対策機器を購入する者に対して、その経費の一部を補助するために交付する有害鳥獣被害防止対策機器設置補助金（以下「補助金」という。）について定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣 エゾシカ及びアライグマをいう。
- (2) 有害鳥獣被害防止対策機器 有害鳥獣による農業被害を防止するための電気柵、くくりわな及び箱わなをいう。
- (3) 電気柵 エゾシカによるほ場への侵入防止を目的とするものをいう。
- (4) くくりわな エゾシカの捕獲を目的とするものをいう。
- (5) 箱わな アライグマの捕獲を目的とするものをいう。
- (6) 農業者 主として農業に従事する個人又は農業に係る法人（以下、「法人」という。）をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 農業者のうち、個人の場合は、町内に住所を有する者であって、10 a以上の農地にて営農する者であること。
- (2) 農業者のうち、法人の場合は、所在地が町内にあって、町内の農業に係る経営体であること。この場合、箱わな及びくくりわなに係る補助については対象外とする。
- (3) 世帯全員（ただし、法人の場合は法人及び代表者）が町税及び町に対する責務を履行している者であること。
- (4) 本事業による補助金及び国又は地方公共団体等の同種の補助金の交付を受けていない者であること。
- (5) くくりわなの機器の設置については、わな猟の狩猟免許を有し、かつ設置した機器が他者にけが等の損害を及ぼした場合にその損害について保険等で弁済できる能力を有していること。
- (6) 箱わなの機器の設置について、当事業を利用して購入した機器を設置する前に講習等により必要な知識を得た上で仁木町におけるアライグマ・カニクイアライグマ防除実施計画書の防除実施台帳にあらかじめ従事者とし

て登録されている者

- (7) 捕獲したアライグマやエゾシカを適切に処理できる者。
- (8) 暴力団関係者でないこと。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、有害鳥獣による農業被害を防止するために、交付対象者が有害鳥獣被害防止対策機器を購入するものとする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新たに購入する有害鳥獣被害防止対策機器とし、当該設備の設置に係る人件費及び既に設置している電気柵、箱わなの補修用部品及び既設設備の能力の拡張については、補助対象外とする。
- 3 補助金の交付の対象となる有害鳥獣被害防止対策機器の設置場所として、町内において自らが常時管理できる自己所有地又は土地所有者から同意を得た場所に設置するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数は切捨て）とし、その上限額は次の各号に掲げる有害鳥獣被害防止対策機器の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 電気柵 1基あたり 80,000円
 - (2) くくりわな 1基あたり 8,000円
 - (3) 箱わな 1基あたり 8,000円
- 2 交付対象となる有害鳥獣被害防止対策機器の上限の数量は次の各号に掲げる有害鳥獣被害防止対策機器の区分に応じ、第12条各号の処分の制限期間内において、それぞれ当該各号に定める数量とする。
 - (1) 電気柵 1基まで
 - (2) くくりわな 3基まで
 - (3) 箱わな 3基まで
 - 3 交付については同一年度につき1回に限るものとし、その交付を受けたものに対しては第12条各号に掲げる処分の制限期間にまたいで再度同様の交付を実施しない。
 - 4 第2条第6号の個人による申請の場合、生計を一にする世帯員への交付は前項の期間内で1回に限るものとする。ただし、生計を一にしながらも世帯員が農地を別にして営農する場合などについては、農業に係る税申告の状況から経営体が複数であるか判断するものとし、複数であると判断された場合はその数に応じた

交付回数とする。

- 5 第2条第6号の法人による申請の場合、法人の代表者のみの申請とし、法人への交付は第5条第3項の期間内で1回に限るものとする。法人の代表者以外の構成員からの申請は認めない。

(補助金の認定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、毎年7月31日までに仁木町有害鳥獣被害防止対策機器設置補助金交付認定申請書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。補助金の交付申請に係る書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 購入しようとする機器がわかる書類(インターネットからの取得も可とする)
 - ア 製造者、型番
 - イ 仕様、寸法
 - ウ 購入価格
- (2) 設置場所位置図(図には住所、方角を明記すること)
- (3) 口座振替払申出書(仁木町財務規則(昭和58年仁木町規則第5号)別記第59号様式)
- (4) くくりわなの購入に係る交付申請の場合は、わな猟の狩猟免状の写し、施設賠償責任保険のほか、これに準じた損害賠償責任保険、共済等の加入証書の写し
- (5) 申請者の身分を確認できる書類(運転免許証など)
- (6) その他町長が必要と認める書類
- (7) 第5条第4項ただし書きに該当する申請の場合は同一生計内の税申告の状況がわかる書類

2 前項に定める申請については、当該年度の7月31日の時点における執行見込額が当初の予算額を超過せず、未だ有害鳥獣被害防止対策機器を補助可能な執行残額を有している場合、その提出期限を超えて当該年度中に申請することができる。

3 前項の規定により補助を受けたものについて、機器の搬入の時期から積雪時期までの期間と、設置に係る労力を勘案し、設置することが適当でない町長が認める場合は、第13条第2号で定める返還を要しない。

(補助金の交付認定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を、認定申請者に仁木町有害鳥獣被害防止対策機器設置補助金交付認定(不認定)通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の交付認定の通知を受けた者は、機器を購入後、仁木町有害鳥獣被害防止対策機器設置補助金交付申請書（別記様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 購入した機器の写真（購入した機器には購入年月日を耐候性に配慮したペン他で記入し、それが明確に判る写真であること。複数枚可）
- (2) 購入した機器の説明書若しくは仕様書（複写可）
- (3) 購入した機器の領収書又はレシート（購入した商品名若しくは明らかに有害鳥獣被害防止対策機器と判断できる名称が購入対象として記載されていること）

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条による申請を受けた場合、内容を審査し適当と認めるときは、交付すべき助成額を確定の上、仁木町有害鳥獣被害防止対策機器設置補助金交付認定通知簿（別記様式第4号）により交付の決定を行うものとする。

(補助金の認定通知及び確定通知)

第10条 町長は、前条の規定に基づく交付決定後、申請者に対し、仁木町有害鳥獣被害防止対策機器設置補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により速やかに通知するものとする。

2 助成額の確定通知は、申請者の指定する口座に振り込む行為をもって替えるものとする。

(補助金の交付を受けた者の義務)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる全ての義務を果たすものとする。

- (1) 補助事業者は、有害鳥獣の捕獲、侵入防止対策に努めるとともに、有害鳥獣被害防止対策機器の機能が良好な状態で保持できるように維持管理し、また、使用に当たっては事故等に対しその全ての責任を持ち、事故等の防止に関し十分に配慮しなければならない。
- (2) 当事業を利用して購入した有害鳥獣被害防止対策機器を第三者に譲渡又は貸与してはならない。
- (3) 当事業を利用して購入した有害鳥獣被害防止対策機器のうち、くくりわな、箱わなを購入したものについて、4月1日から翌年3月31日の期間の捕獲活動実績について捕獲活動実績報告書（別記様式第6号）を用いて1回以上の報告を行うものとする。捕獲活動実績の内容については次の各号に定める。

ア 捕獲活動に使用したわなの種類

- イ わなを設置した延べ日数
 - ウ 捕獲した場合、その捕獲日
 - エ 捕獲場所
 - オ エゾシカの場合は、その性別
- (4) 前3号は当事業を利用して購入した有害鳥獣被害防止対策機器について、第12条の各号に掲げる処分の制限期間までその義務を負うものとする。ただし、心身の故障等により、捕獲活動が困難と判断された場合は、この限りではない。
- (5) 町長より捕獲活動実績について臨時的にその報告を求められた際は遅滞なく報告を行うものとする。
- (6) 第12条の各号に掲げる処分の制限期間内において、破損等に伴いその有害鳥獣被害防止対策機器が有害鳥獣対策にこれ以上使用できないと判断される場合は、破損に係る経緯とともにその破損個所が判る部位の写真を添えて、速やかに町長に報告するものとする。

(財産の処分の制限期間)

第12条 補助事業により取得した有害鳥獣被害防止対策機器の処分の制限期間は、次に掲げる有害鳥獣被害防止対策機器の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ここでいう設置完了日とは、第8条で定めるところの仁木町有害鳥獣被害防止対策機器設置補助金交付申請書において申告した機器設置日若しくは機器設置予定日とする。

- (1) 電気柵 設置完了日から5年
- (2) くくりわな 設置完了日から3年
- (3) 箱わな 設置完了日から3年

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為をしたとき。
- (2) 当事業を利用して購入した有害鳥獣被害防止対策機器を正当な理由なく、設置又は稼働の実施をしないとき。ただし、積雪期間と認められる期間の場合は、この限りではない。
- (3) 当事業を利用して購入した有害鳥獣被害防止対策機器の設置について、安全に配慮せず、補助事業者を含む人や飼養を目的とした動物に危害が発生する可能性があるとして認められ、かつその安全向上の配慮の余地があるにも関わらず、その改善指導に応じないとき。
- (4) 当事業を利用して購入した有害鳥獣被害防止対策機器を故意に破壊した

場合。

- (5) 捕獲した個体を適切に処分しなかったとき。
- (6) その他、この要綱に違反したとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年7月31日から適用する。